

「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会(第1回)

議事要旨

I 開催概要

日 時： 2021(令和3)年12月6日(月曜日)17時30分～20時00分

場 所： JR 東日本 会議室

出席者： 以下の通り

表 出・欠席者一覧(※印はオンライン出席)

委 員	※伊藤 香織 氏(東京理科大学 理工学部建築学科 教授) 老川 慶喜 氏(立教大学名誉教授) 小野田 滋 氏(公益財団法人 鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長) 高妻 洋成 氏(独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長) ※古関 潤一 氏(東京大学 社会基盤学専攻 教授) 鈴木 淳 氏(東京大学大学院 人文社会系研究科・文学部 教授) 谷川 章雄 氏(早稲田大学 人間科学学術院 教授) 中井 検裕 氏(東京工業大学 環境・社会理工学院 教授) 福井 恒明 氏(法政大学 デザイン工学部 教授) ※矢ヶ崎 紀子氏(東京女子大学 現代教養学部 教授)
オブザーバー	文化庁文化財第二課 東京都教育庁 地域教育支援部 港区教育委員会事務局 教育推進部 港区 街づくり支援部 品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合 公益財団法人 東日本鉄道文化財団 鉄道博物館 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局	東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部

II 次第

- (1)開会
- (2)委員会設置要綱について
- (3)委員長・副委員長の選出について
- (4)委員会の目的及び策定スケジュール等について
- (5)これまでの経緯
- (6)計画策定の沿革・目的
- (7)史跡の概要と本質的価値について
- (8)その他

III 議事要旨

(1) 開会

(2) 委員会設置要綱について

- 事務局の要綱案について委員全員の同意。(案)を取り確定とする。

(3) 委員長・副委員長の選出について

- 事務局が中井委員を委員長、鈴木委員を副委員長に推薦し、委員全員の同意。確定とする。

(4) 委員会の目的及び策定スケジュール等について

- 委員会の検討は必要な課題を順番にこなすようになっていくが、あくまで回ごとにメインテーマを示しているものであり必要があれば議論が立ち戻ることもあるという理解で進める。(委員)
- 史跡として扱う年代範囲をどう考えるか。明治 4 年に作られて以降、複線、3 線化と第一次世界大戦頃まで拡張されてきた。(委員)
- 旧新橋停車場跡と高輪築堤跡は基本的には鉄道遺構として一連のもの。対象とすべき時代及びそれに付随する空間を本委員会の中で議論し、決めていかないと本質的価値にたどり着かない。(委員)
- 記録保存調査が並行して実施される形だが、調査内容は随時報告され、その結果を保存活用計画に反映されるものなのか。それとも後々修正するものなのか。(委員)
- 調査報告は遺構の価値を定めるローデータとして重要であり、結果が確定したものは港区から随時報告してもらい、保存活用計画に反映していく。港区から随時調査結果の報告をお願いする。(委員)

(5) これまでの経緯

(6) 計画策定の沿革・目的

- 計画対象範囲は史跡指定範囲で良いが、史跡指定区域以外にも現地保存されている部分については準ずる範囲として考えるべきである。(委員)
- 鉄道遺構の重要な価値として線形という要素が大きい。汐留は駅舎とホーム一部が残されているだけであり、鉄道がつながっていたという空間的な理解が難しい。部分的に残っていてもあとから見た人が本質を理解できず、意味がない。狭義での保存範囲は史跡指定区域でよいが、記録保存で無くなった部分についても空間としての確保や、線形性が想像できる空間を作るなど工夫が重要。(委員)
- 本質的には新橋から横浜まで、更には東海道線につながる当時の鉄道敷設の思想が重要。(委員)
- 明確に範囲を定めての議論は難しいが幅広い観点が必要で、追々、保存活用計画の文章作成の際に絞り込んでいければよい。(委員)
← 具体的な事柄を定めていく範囲は史跡指定区域だが本質的価値という部分では高輪築堤全体で進める。史跡指定区域外の部分をどうするかは本委員会にて議論いただきたい。(事務局)

(7) 史跡の概要と本質的価値について

- 本史跡の時代をどこまで遡るかも課題である。鉄道敷設計画は幕末から存在していた。田中時彦氏の「明治維新の政局と鉄道建設」は示唆に富むので、参考にすること。(委員)
- 時代設定と空間の範囲設定が課題である。史跡指定区域のみの議論ではない。更に周辺の文化財との関係の整理も必要である。周辺の文化財分布の基礎データを提示してもらい、議論の方向性を決めるべきと考える。これは新橋も同様の整理が必要である。(委員)
- 歴史上の価値と学術上の価値と整理する意味は何か。両方に係る視点は多い。(委員)

- 鉄道史の一部や土木史は学術に分類され、近代・産業・地域史は思いを馳せることができるという意味で歴史上の価値ではないかと思う。(委員)
 - ← 指定基準や文化財保護法上の記載であるが、必ずしもこのように分類する必要はない。史跡指定書の概要に基づいて本質的な価値がどこにあるか議論いただいた方がよい。(オブザーバー)
- 旧新橋停車場跡と高輪築堤跡は個別の施設だが鉄道は総合システムであり、形として線形として現れる。今回は旧新橋停車場跡には深く触れないが、高輪築堤跡についてはその様な整理ができればよい。(委員)
- 史跡の概要と本質的価値のアウトプットイメージを参考例として提示してもらいたい。次回に向けた作業は事務局が個別に委員にヒアリングする形で深めていくこと。(委員)

(8) その他

- 第7橋梁部の区画道路2号について道路を必要としている泉岳寺駅地区市街地再開発事業区域内に少しでも移設することを最初に検討すべきである。(委員)
 - ← 区画道路2号は泉岳寺駅地区市街地再開発事業のためだけではなく、開発地域全体の交通体系を実現するために必要な道路である。(事業者)
 - ← 高輪築堤調査・保存等検討委員会において同じような問題意識があり、議論した結果、史跡と交通計画を共存する形で整備する方向となっている。必要ならばその経緯を説明する。(事業者)
- 道路計画があること自体は認識しているが、すでに高輪築堤調査・保存等検討委員会議論済みで本委員会では議論しないという整理ではなく、本委員会でも丁寧に説明し議論すべきである。(委員)
- 本件のような検討を進める際は元の計画の枠組みが重要になることが多いため、難しいことは理解するが道路の取扱いは本委員会でも十分な議論が必要と考える。(委員)
- 本委員会の目的は保存活用計画を検討することなので、遺構そのものに影響を及ぼさない(道路計画である)ことが大前提であり、その上でどう保存し、活用していくかという内容を議論すべきである。(道路計画が)遺構に影響を及ぼす場合には保存方法を再度考えてもらうという流れである。(委員)
- 道路を1mでもずらせれば、保存や活用の幅が広がる。遺構の現地保存というJR東日本の決断は敬意を表するが、東京都がしっかりとJR東日本と協力して取り組む必要がある。都民・国民への説明という観点においても、少しでも改善する検討を行っておく必要がある。(委員)
- 事業の中身を検討する委員会ではないため、本委員会からの意見を事業者である東京都に申し入れる形となるだろう。まずは東京都の再開発事業の方々から一度説明の場を設けてはどうか。(委員)
 - ⇒ 区画道路2号の位置づけについて関係者と内容を整理して、次回改めて資料を提示する。(事務局)
- 史跡としての連続性が重要であり、区域に指定されていないところも遺跡である。記録保存も保存活用計画ととらえる考えであり、旧新橋停車場跡との連続性や港区のまちづくり全体の中での位置づけを明確にしてもらいたい。(委員)
- 史跡指定範囲以外は補助金が出ないが、そういう整理ではなく、まちづくり全体の中で史跡が調和し、記録保存の範囲もうまく空間として溶け込ませることが重要である。(委員)
- かつて保存管理計画だったものが保存活用計画に変わった理由は、このような趣旨を踏まえたものかと思う。個人としては、指定区域以外の部分も保存活用計画に記載してよいと考える。ただし、港区のまちづくり計画を描くわけにはいかないため、提言になると思う。(委員)

要旨以上